

いわき市食品衛生管理システム 再構築業務等に係る提案依頼書

令和8年度

いわき市保健所生活衛生課

目 次

1	はじめに	P 1
2	提案事項	P 1
3	調達方法	P 1
4	提案内容	P 1
5	再構築費用等	P 2
6	スケジュール	P 2
7	提案参加等プロポーザルに関する詳細について	P 2
8	審査委員会	P 3
9	契約締結	P 3
10	業務の再委託	P 4
11	契約に係る紛争等	P 4
12	事業費の支払い	P 4
13	機密の保護・セキュリティ	P 5
14	問い合わせ先	P 5

1 はじめに

本市が運用する食品衛生管理システムは、平成 29 年度から運用しているものであり、運用開始後 9 年を経過している。

現行システム稼働開始から今日までに、食品衛生法の大幅な改正により、営業許可業種の見直し、届出制度の創設、HACCP の導入の義務化などが開始されたほか、国が導入した全国共通の電子申請等システムである「食品衛生申請等システム」を介したオンラインでの申請及び届出の運用開始など、食品衛生に関する業務が増加、煩雑化している。

また、現行システムでは、オンラインでの申請及び届出に関して、その連携に対応していないことにより、二重で登録、管理せざるを得なく、また、法改正に伴う届出制度創設等からも入力等業務が増加・煩雑化しているなど、多くの課題を抱えている。

本業務は、現行システムの保守対応が令和 9 年 6 月で終了するにあたり、現行のシステムが抱える課題を解決するほか、最新の技術を取り入れて再構築し、さらなる業務効率化を図ることを目的とする。

本企画提案書は、本市が発注する「いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託」を行うにあたり、広く事業者を公募することで、事業者の有する知識や実績、技術力、企画・創造力などを総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定する公募型プロポーザルを実施するにあたり、企画提案に参加しようとするものを対象に交付するものである。

2 提案事項

いわき市食品衛生管理システム再構築業務及び運用保守管理業務

3 調達方法

公募型プロポーザル方式

4 提案内容

(1) いわき市食品衛生管理システム再構築業務

LGWAN回線を経由したWEBアプリケーション(クラウド)によるシステム構築及びタブレットによるシステム連携の構築。

別紙「いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託仕様書」及び別紙「機能要件一覧確認票」をもとに業務効率化を図る新たなシステムの提案。

(2) いわき市食品衛生管理システム運用保守管理業務

※ システム運用保守管理に係る必要な事項については、別紙「システム運用保守に関する資料」を参照。

(3) 令和 9 年度購入予定の機器に係る費用

5 再構築費用等

- (1) いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託費用（以下「再構築業務委託費用」という。）上限

30,030,000 円（消費税込み）

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではない。また、提案はこの金額を超えないものとし、上限を超えた場合には不受理となる。

※ この金額には令和8年度内の再構築業務に係る一切の経費を含むものとする。

- (2) いわき市食品衛生管理システム運用保守管理費用（以下「運用保守管理費用」という。）

本システムにおける運用保守管理費用については、令和9年度の運用開始から運用終了までの費用総額を年度別に見積もりすること。

（参考：運用は令和9年7月1日から令和14年6月30日までを予定するもの。）

※ 契約不適合責任について

発注者が不適合を知った時から1年以内に受託者に通知するものとする。

- (3) 機器購入

プリンター1台、デスクトップPC1台、タブレット3台を令和9年度に買い取り購入予定であるため、当該機器購入の費用を見積りすること。

※ なお、セットアップ費用等については再構築業務委託費用に組み込むこと。

6 スケジュール

内容	期間又は期限
募集公告及び資料配布	令和8年5月20日（水）から
質問の受付	令和8年5月20日（水）から5月26日（火）まで
質問への回答	令和8年6月1日（月）まで
参加申込の受付	令和8年6月1日（月）から6月15日（月）まで
参加資格審査結果通知	令和8年6月19日（金）まで
企画提案書等の受付	審査結果通知後から令和8年7月13日（月）まで
プレゼンテーション	令和8年7月下旬（別途通知）
審査結果通知	令和8年7月下旬から8月上旬
契約締結	令和8年9月
再構築履行期間	令和9年3月末まで

7 提案参加等プロポーザルに関する詳細について

別紙「いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）を参照すること。

8 審査委員会

(1) 審査委員会の設置

企画提案者等の審査及び評価は、本市が設置する「いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会」において、実施するものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査採点

別紙「評価項目・基準」に基づき、「実施体制」、「システム構築の提案」、「提案金額」により総合的に採点する。最終的に最も点数の高い企画提案者を最優秀提案者（受託候補者）とし、次いで点数の高い企画提案者を優秀提案者（次点候補者）として選定する。委員の合計点の総計が満点の6割を最低基準点とし、これに満たない場合は選外とする。

また、点数が同点の場合は、審査委員会の多数決により最優秀提案者等を選定する。なお、企画提案者が1者の場合であっても、本審査は実施し、審査における最低点（評価点合計の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

9 契約締結

(1) 契約の締結

プロポーザルにより選考された最優秀提案者（受託候補者）は、仕様等の協議により、合意に至った場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

また、最優秀提案者（受託候補者）との協議が整わない場合にあつては、優秀提案者（次点候補者）と協議の上、契約を締結する。

(2) 契約書の作成

契約書は2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。別紙「いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託業務契約書（案）」参照。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

※ スケジュールは、本市の都合又は社会情勢の変化等により変更する場合がある。また、その場合において、本プロポーザルへの参加を申し込んだ者（予定者を含む）が、そのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

(3) その他

最優秀提案者等が決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づくいわき市の入札参加の制限を受けた場合においては、契約を締結し

ないこととし、本市との協議が整わないために契約をしない場合も含め、最優秀提案者等が本プロポーザルのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

10 業務の再委託

- ・ 契約締結後における業務の再委託は原則として認めない。ただし、やむを得ず本業務の一部を第三者へ委託又は請け負わせる必要が生じた場合には、委託を請け負う事業者が、実施要領における「3 提案参加資格」のすべての要件を満たす者であること。また、契約締結前までに、委託を請け負う事業者においても実施要領「8 参加申込方法等」(3)ーウにおける様式3～6及び添付1～4並びに「9 企画提案書等の作成及び提出方法等」様式9～12、その他本市が必要と判断する書類等を本市に提出し、書面による承諾を得ること。
- ・ 本業務の性格から客観的にみて公共性や安定性、信頼性等に問題があると判断される企業については承諾しない場合がある。
- ・ 委託を請け負う事業者が、保守運用にも係る場合には、保守運用に係る書類等にも連絡先として記載すること。
- ・ 業務分担表に記載した企業の変更をしようとする場合には、事前に本市の書面による承諾を得なければならない。

11 契約に係る紛争等

契約の解釈について疑義が生じた場合、本市及び事業者は誠意をもって協議するものとする。

12 事業費の支払い

(1) 再構築業務委託費用

原則として、業務完了後に一括で支払うものとするが、本市において必要と認める場合には、業務の進捗状況に応じ、委託料を複数回に分けて前金払することができるものとする。

(2) 運用保守管理費用（利用料等含む）

別途契約により、月額料金を支払うものとする。当該経費にはシステム利用料等月額でかかる費用のすべてを含む。

13 機密の保護・セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等も含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行のために本市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行のために取り扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて扱うこととする。
- (5) 受託者は、個人情報等の取扱いについて、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、業務に関わらず個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 個人情報の取扱いに関する事項について、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

14 問い合わせ先

〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田 191

いわき市保健所生活衛生課 担当：酒井

電話 0246-27-8593

F A X 0246-27-8600

E-mail hokenjo-seikatsueisei@city.iwaki.lg.jp

いわき市食品衛生管理システム
再構築業務委託契約書
(案)

令和**年**月**日

(総則)

第1条 いわき市を甲とし、****株式会社を乙として、いわき市食品衛生管理システム再構築業務に関する業務委託について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにいわき市財務規則(昭和44年いわき市規則第17号)及びいわき市情報セキュリティポリシーのほか労働関係法令その他の関係法令を遵守の上、次のとおり業務委託契約を締結する。

(委託業務の内容)

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、再構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託
- (2) 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月末まで

(委託業務の実施)

第3条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。
- 3 委託業務の処理に使用する部品、補給品等は、乙の負担とする。

(委託料)

第4条 委託料は*****円(うち、消費税額****円)とする。

(支払)

第5条 乙は、受託業務完了後、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。
- 3 乙は、甲の責に帰する事由により、前項の委託料の支払が遅れた場合には、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支援遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 4 前項の規定による遅延利息金は、延滞日数に応じ、委託料に遅延利息の率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であ

るときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額)とする。

- 5 この契約が解除された場合において甲が支払う委託料は、解除がされた日までの委託業務の実施日数に応じて、委託料から日割計算により算出した額とする。

(履行場所)

第6条 委託業務の履行場所は、次の甲が指定する場所とする。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) いわき市保健所内
- (2) いわき市**字****番地 ****株式会社社屋内
- (3) ***都道府県***市字***番地****株式会社社屋内

(履行体制)

第7条 乙は、委託業務の履行について従事する人員を定め、あらかじめ人員の会社名、氏名、役職、業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制にかかる書面」という。)を甲に提出しなければならない。なお、履行体制にかかる書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」により、個人情報の流出等を防ぐためのセキュリティ対策を講じなければならない。

(秘密の保持等)

第9条 乙は、委託業務の履行上知り得た甲の秘密を、第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報及び情報資産については、これを秘密として取扱う必要はないものとする。

- (1) 乙が本契約締結前に既に保有している情報及び情報資産。
- (2) 乙が本契約外で独自に委託したものに関する情報及び情報資産。
- (3) 乙が秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報及び情報資産。
- (4) 乙が秘密でない旨の指定を受け、甲から提供された情報及び情報資産。
- (5) 公知の情報及び情報資産。

2 乙は、前項に定める秘密情報及び情報資産のほか、乙が甲に提出する成果品に関して、それを第三者に譲渡、閲覧、またはは複写させてはならない。ただし、甲の

書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、または契約解除後においても同様とする。

(システム等へのアクセス)

第10条 甲が乙のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、甲は乙の指示に従わなければならない。

(情報資産の管理、及び返還または廃棄)

第11条 委託業務の履行において取扱う情報及び情報資産については、いわき市情報セキュリティポリシー対策基準第3(情報の分類及び管理)の規定に準じて、取扱うこととする。

2 委託業務の履行期間満了後は、甲が乙に対し提供した情報資産のうち、前条の規定に定める秘密として取扱う必要がある情報資産及びいわき市情報セキュリティポリシー対策基準第3で定める重要性分類Ⅰ、重要性分類Ⅱの情報資産については、乙は甲に返還しなければならない。ただし、乙が使用する電子計算組織(パーソナルコンピュータ、サーバ、USBメモリ、その他の電磁的記録媒体をいう)に記録された情報資産について返還が困難と認められる場合は、乙の責任において廃棄処分することとする。この場合においては、廃棄処分の対象となる情報資産の範囲、廃棄方法及び廃棄処分が適切かつ完全であった旨を証明する書面を、乙は甲に提出するものとする。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は請負わせてはならない。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(教育及び啓発)

第13条 乙は、乙の従事者に対して、この契約の履行に必要な教育及び啓発を行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第14条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除後においても同様とする。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の原則禁止)

第15条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の事前承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による甲に承諾を求める場合は、再委託先情報及び再委託先が取り扱う情報、再委託の理由、再委託の内容等を明記した書類を甲に提出し、甲の事前承認を受けなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定による再委託を受けた再委託先に第8条、第9条、第11条、第12条、第13条及び第25条の規定を遵守させなければならない。

(作業報告)

第16条 乙は、契約の適正な履行の確保のため、従事者毎に氏名、作業日時(作業開始時間及び作業終了時間を含む)、作業実績を記載した作業報告書を毎日作成するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による作業報告書を月毎にまとめた月間作業報告書を作成し、乙のプロジェクト管理者の決裁のうえ、甲に提出するものとする。
- 3 前項の規定による報告書に記載された内容について、他の契約との業務の重複が認められる場合、もしくは、当初設計した業務量と比して過小な場合には、甲は、乙に対し支払っている委託料の一部を返還させることができる。
- 4 前項の規定による返還額は、第27条の規定を準用して甲乙協議して定める。

(施設等の供与)

第17条 乙は、秘密の保持または委託業務遂行上の必要性から、甲の事務所内で作業を行う必要があるときは、甲に対して甲の作業場所、備品、施設等(以下「施設等」という。)の使用を要請することができる。

- 2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要を認め応じることが可能なときは、施設等は無償で乙に供与するものとする。この場合において、甲は、当該施設等の使用上の条件を付することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により施設等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(協議、進捗等の報告等)

第18条 乙は、本業務の履行において必要な諸連絡や協議等の内容について記録し、甲に報告を行うこととする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の作業状況について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の規定により委託業務の作業状況について報告を求められた場合に

は、これを報告しなければならない。

- 4 甲は、第2項のほか特段の必要があるときは、乙の作業現場の現地調査、乙の作業に対する検査監督及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。

(成果品)

第19条 乙は、次の成果品を甲に提出するものとする。

- (1) 再構築業務計画書
- (2) 業務報告書
- (3) 要件定義書
- (4) 食品衛生管理システム設計書
- (5) クラウド上に構築した本システム
(稼働アプリケーション、データベース及び各種設定を含む。)
- (6) 当該システムの管理・運用に必要なアカウント及び権限の付与（移管）に関する資料
- (7) タブレット運用システム
- (8) 運用・保守計画書
- (9) 各種マニュアル
- (10) 会議議事録
- (11) その他、必要に応じて市が求め作成した成果物

(業務内容の変更等)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の規定による賠償額は、第27条の規定により甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第21条 この契約の締結後において、天災その他その責に帰することができない事由により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長)

第22条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により、履行期間内に

委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なくその事由を付した書面により、履行期間の延長を求めることができる。

- 2 前項の規定による延長日数は、甲乙協議して定める。
- 3 甲は、乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、乙に対して延滞金を付して履行期間を延長することができる。
- 4 前項の規定による延長日数は、甲乙協議して定める。また、前項の規定による遅延利息の率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）とする。

（完了報告）

第23条 乙は、委託業務のすべてが終了したときは、完了届（様式16）、委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）及び成果品を、委託業務完了の日から起算して30日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により報告書及び成果品の提出を受けたときは、乙の立会いのもとに当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。

（検収）

第24条 乙は、第16条、第18条、第19条及び第23条の規定に定める作業報告書、報告書及び成果品を完成したときは、甲に対して遅滞なく提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による提出を受けたときは、その日から起算して14日以内に、提出された成果品及び報告について検収を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検収の結果、甲から補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（事故発生時の報告）

第25条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ、応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を

甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(著作権)

第26条 委託業務の履行において、甲が作成する、書面、電子データ等の情報資産(以下「情報資産」という。)に関する著作権については、甲に帰属するものとする。ただし、委託業務の履行において作成した情報資産が、著作権法に従い、乙に著作権が帰属することが明らかな場合は、乙は、甲が自由に自ら著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ)を行うことができる権利を許諾するものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行に関し、著作権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(損害賠償)

第27条 本契約において乙が損害賠償を負う場合には、事案の重大性を勘案して、甲に生じた損害を賠償するものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第28条 委託業務の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により発生した損害のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定による経費の額は、第27条の規定を準用して甲乙協議して定める。
- 3 成果品につき、第三者から著作権、工業所有権(以下、総称して知的財産権という)を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下、総称して紛争という)がなされ、甲より乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。なお、この場合甲は、当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。
- 4 前項において成果品が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、乙は次の各号のいずれかの措置をとり、甲に報告するものとする。
 - (1) 当該成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (2) 甲が当該成果品を自ら使用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

- (3) 上記いずれの措置もとれなかった場合、甲が当該成果品を使用できなくなることにより被る損害について賠償すること。

(契約不適合責任)

第29条 甲は、履行された業務に関して、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、乙に対して、何らの催告をすることなく、甲の任意の選択により、本契約の解除、委託料の減額、代替品の納入、不足分の納入又は当該契約不適合の修補（以下「解除等」という。）を請求することができる。

- 2 甲が、前項の請求をしたときは、乙は、甲の負担の程度にかかわらず、これに従うものとし、甲が求めた方法と異なる方法による履行をすることはできない。
- 3 第1項に規定する場合において、甲は、乙に対して、同項に規定する解除等に代え、又は解除等とともに、損害賠償の請求をすることができる。
- 4 乙は、当該契約不適合が軽微であることを理由として、本条に規定する契約不適合の責任を免れることはできない。
- 5 甲が、契約不適合（数量及び権利に関する場合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、解除等及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の保証)

第31条 甲は、いわき市財務規則(昭和44年いわき市規則第17号)第136条第4項の規定により乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(契約の解除)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、この契約の業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに本件業務の履行が完了しないとき又はその見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に関し不正の行為をしたとき。
- (4) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (5) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
 - (8) 解散、会社分割、営業譲渡又は合併の決議をしたとき。
 - (9) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
 - (10) 銀行取引を停止されたとき。
 - (11) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (12) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 2 前項に掲げるもののほか、甲は、乙がいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者と認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前2項に掲げるもののほか、甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (4) 役員等又はその使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等における違約金）

第33条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対して、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を違約金として甲の指定する期間内に支払うことを請求することができる。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

- (3) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
 - (4) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 前条第2項又は同条第3項各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対して、本件業務の履行の完了の前後を問わず、また、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、委託料の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を違約金として甲の指定する期間内に支払うことを請求することができる。ただし、同条第3項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、同号の命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する違約金の額を超える場合（乙が当該違約金を支払った後に、実際の損害額が当該違約金の額を超えることが明らかになった場合を含む。）において、当該超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

第34条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで遅延利息の率を乗じて得た額の利息（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（補則）

第35条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈上生じた疑義については、甲乙が協議して、これを解決するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和**年**月**日

甲 いわき市平字梅本21番地
いわき市
いわき市長 内田 広之 ⑩

乙 **都道府県**市**番地
***株式会社
代表取締役社長 **** ⑩